



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	海外ILL入門：東京学芸大学附属図書館での経験に基づいて
Author(s)	高橋, 隆一郎
Citation	大学図書館問題研究会誌(30): 1-13
Issue Date	2007-08
URL	http://hdl.handle.net/2309/90107
Publisher	大学図書館問題研究会
Rights	

海外ILL入門

—東京学芸大学附属図書館での経験に基づいて—

Introduction to International Lending and Document Delivery Services: based on my experience in Tokyo Gakugei University Library

高橋 隆一郎*

抄 録

自図書館の資料のみでなく、他の図書館で収集されている資料を借用したり、コピーを依頼して提供したりすることで利用者の要求に応えるILLサービスは、学術研究が多様化し、情報技術が進化し続けている現在、ますます重要なものになっている。さらに、「グローバル化」がしばしば指摘されるなかで、海外文献の依頼先となる日本以外の図書館との関わりも今後ますます重要になる。本稿では、東京学芸大学附属図書館での経験に基づき、依頼を行う観点から海外ILL業務の概略を記す。概略では、業務の際に拠って立つ考え方や、所蔵図書館を見つける方法、依頼の仕方、到着確認やクレーム・照会の方法、支払いの手段等を述べる。

目 次

1. 東京学芸大学の紹介
 - 1.1 教育・研究組織について
 - 1.2 留学生等
2. 当館海外ILL業務の概略
 - 2.1 拠って立つ考え方
 - 2.2 利用者のニーズを把握する。
 - 2.3 所蔵図書館を探す
 - 2.3.1 英国
 - 2.3.2 アメリカ合衆国
 - 2.3.3 カナダ
 - 2.3.4 オーストラリア
 - 2.3.5 ドイツ
 - 2.3.6 韓国
 - 2.3.7 中国
 - 2.3.8 その他
 - 2.4 依頼する
 - 2.4.1 NACSIS-ILL
 - 2.4.2 相手図書館の依頼用ウェブフォーム
 - 2.4.3 E-mail
 - 2.4.4 IFLA loan/photocopy request form
 - 2.4.5 その他
 - 2.5 複写物の到着確認及び提供
 - 2.6 借りた図書の到着確認及び提供
 - 2.7 借りた図書の返却
 - 2.8 支払い
 - 2.9 補記
3. 結語

自図書館の資料のみでなく、他の図書館で収集されている貴重な資料を借用したり、コピーを依頼して提供したりすることで利用者の要求に応えるILLサービス。このサービスは、学術研究が多様化し、情報技術が進化し続けている現在、ますます重要なものになっている。

さて、読者の皆さんの図書館では利用者の寄せてきた文献ニーズに対して日本の図書館の範囲で応えられない場合にどうしているだろうか。昨今、「グローバル化」がしばしば指摘されているが、海外の図書館との関わりも今後ますます重要になることであろう。

本稿では、東京学芸大学附属図書館(以下「当館」と記す)で筆者が経験している海外からの文献取り寄せ業務に基づいて海外ILLの概略を示す。他の館の方で似たような事例に出会ったときに参考にさせていただければ幸いである。今回は海外の図書館からどのように文献を取り寄せるかに焦点を置き、海外の図書館にどう文献を提供するかは別の機会に譲る。

*たかはし りゅういちろう 東京学芸大学附属図書館 平成18年4月23日受領

○ 1. 東京学芸大学の紹介 ○

本題である海外ILLに話を進める前に、若干東京学芸大学(以下「本学」と記す)の紹介をしたい。本学の紹介をすることで、海外文献へのニーズの源に関することもお伝えできると思う。

1.1 教育・研究組織について

まず、本学の教育・研究組織について紹介する。ご存知のとおり本学は国立大学法人による4年制教員養成大学のひとつであり、単科大学である。学部では教育学部のみ1学部、大学院では教育学研究科として修士課程及び博士課程(埼玉、千葉、横浜国立の各大学と共に構成する連合大学院)を有する。教育学部であるから、附属学校も設置している。学生(学部生・大学院学生・特別専攻科・その他。除附属学校)の数は6,275名、大学の教員数は372名、附属学校教員は340名¹⁾である。

単科大学ではあるが、教育・研究内容は教育系、人文・社会科学系、自然科学・技術系、芸術・スポーツ系と多岐にわたる。また、本学には研究施設やセンターがあわせて7箇所設置されている。総合大学並みの多様な教育・研究内容であるため、海外ILLを行うにしても、例えば英米の図書館だけに文献を依頼していればよろしい、というわけにはいかない。必要とする資料によって依頼先は様々に変わってくる。時には日本発行資料であるにも関わらず諸事情により国内に所蔵図書館がなく、海外ILLが必要になったケースもある。当館で出会った事例を少し紹介したい。本学での海外文献のニーズの源を少し垣間見ていただけないだろうか。

事例1 教会美術史の研究のために、ドイツをはじめ欧州各地から文献を取り寄せたケース。

事例2 フランスの地質に関する文献が必要になり、フランスの博物館図書室から資料を取り寄せたケース。

事例3 環境教育に関する南アフリカの大学の

学位論文を、提出先大学の図書館から取り寄せたケース。

事例4 オーストラリアの先住民についての論文の締め切りが迫っている利用者のリクエストにより、オーストラリア国立図書館(National Library of Australia)に至急送付を依頼したケース。

事例5 戦後アメリカ占領軍により日本で検閲が行われていた際の検閲用グラを集めたコレクションがある米国メリーランド大学図書館ブラング文庫(Gordon W. Prange Collection, University of Maryland Libraries)から文献取り寄せを行ったケース。

1.2 留学生等

本学について、もう一点述べておきたい。それは留学生の多さである。ご存知のとおり、1983年から「留学生受入10万人計画」が国の政策として行われ、読者の皆さんの所属する大学でも在籍する留学生が増えているところが多いと思う。本学に在籍する留学生は500人、かれらは40の異なる国・地域から訪れている。付け加えて言えば、本学では外国人研究者も毎年20名前後お迎えしている²⁾。

本学に来訪する留学生の多くは勉強熱心で日本語も上手ではある。しかし、留学生にとって一番使いこなせるのはやはり母語なのである。また、留学生が勉学を深めていく中で、自らが育ってきた文化に対する「振り返り現象」とでも呼ぶべきものが起きること、そしてそのことに基づく母語文献へのニーズにも配慮すべきである。その意味でも留学生本人の出身地からの文献取り寄せが重要になってくるのだと筆者は考えている。例えば、かつて出会った事例で、臨床心理を専攻する留学生が、指導教員を通じて、ある症例に関して自分の母語で書かれた資料を本国から取り寄せた事例がある。留学生が大勢在籍するという本学の事情も、やはり海外文献に対するニーズの源の一つである。

○ 2. 当館海外ILL業務の概略 ○

さて、このような背景の下に、当館がどのように海外からの文献取り寄せサービスを行っているのかを述べる。ちなみに筆者がILL担当者となった2003年度以降の海外依頼先は表1のとおりである。また、複写物の取り寄せは2004年度に全体で4,169件の依頼を行ったうちで海外に依頼したものは141件、図書の利用は2004年度に全体で449件の依頼を行ったうちで海外に依頼したものは57件である。当館の相互協力業務担当者は2名である。

地域	依頼先図書館の所在地
アジア	韓国 中国(香港を含む)
アフリカ	南アフリカ
ヨーロッパ	イギリス イタリア オーストリア ギリシャ スイス スウェーデン チェコ ドイツ フランス ベルギー
アメリカ	アメリカ合衆国 カナダ
オセアニア	オーストラリア

表1 当館で依頼をしたことのある海外図書館の所在地

2.1. 掘って立つ考え方

技術的なことを述べる前に、そのようなリクエストを得たときに筆者が掘って立つ考え方を述べておく。それは、例えば下記の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(国際人権規約B規約)の文言に記されている考え方である³⁾。

すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。(第19条第2項)

また、S.R.ランガナータン著『図書館学の5法則』中の次の文言⁴⁾も、筆者が掘って立つものである。

“Every reader, its book”(それぞれの読者に、その人にとって必要な本を)

2.2 利用者のニーズを把握する。

まず、言うまでもないが、利用者のニーズを把握する。その資料は外国に注文してでも入用なのか。どのくらいまでならば支払い可能で、いつまでに入手したいのか、これらを把握する。

2.3 所蔵図書館を探す

続いて、その資料を探す方法を述べる。当然のことではあるが国立情報学研究所の“WEBCAT”あるいは“WEBCAT-Plus”⁵⁾、国立国会図書館(NDL)の“NDL-OPAC”や「アジア言語OPAC」を用いて日本に所蔵図書館が存在しないことを確認する。児童書ならばNDL提供の「児童書総合目録」、新聞ならば同じくNDL提供の「全国新聞総合目録データベース」も検索する⁶⁾。日本の大学図書館の所蔵検索については“WEBCAT”(及びPlus)だけでは若干ながら漏れが生じる場合もあるので、その場合には後述の“WorldCat”も合わせて検索する。

所蔵館が日本にない場合、国際図書館連盟(International Federation of Library Associations and Institutions、以下“IFLA”と記す)で定められた“International Lending and Document Delivery : Principles and Guidelines for Procedure”⁷⁾という指針にある「それぞれの国は、自分自身の国で出版された文献を他の国に貸借や複写その他適切な方法により提供する責任を負うべきである」(第1条)との文言を踏まえて、原則的にはその本が出版された国の図書館に依頼する。但し、例外的に、例えばその国の図書館に頼むと時間がかかり過ぎる場合、他の国の図書館に依頼する場合もある。依頼するにあたり、依頼先図書館を探さなければならないわけだが、以下、国別に若干の検索手段の例を述べる。

2.3.1 英国

英国国内出版物については、英国図書館文献供給

センター(British Library Document Supply Centre、以下「英国図書館」と述べる)に依頼する。読者の皆さんの図書館でも多くのところで実施していることと思う。英国図書館は文献複写、図書貸出ともに行っている。同館の所蔵は“British Library Integrated Catalogue”⁸⁾で確認する。図1がそのスタート画面である。

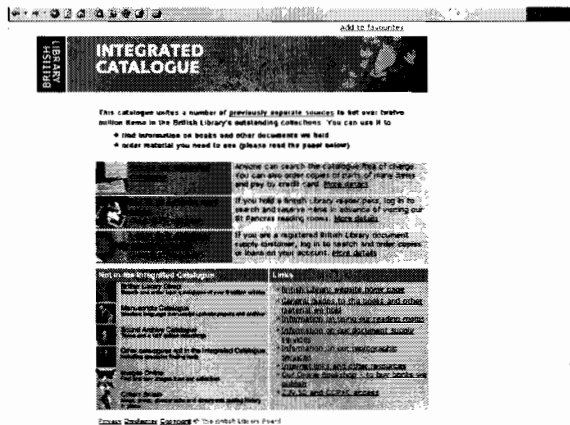


図1 British Library Integrated Catalogueスタート画面

また、同館に所蔵がなくとも英国内の図書館に所蔵がある場合、その所蔵館から目的の資料を提供してもらえる(“backup”サービス、文献複写のみ)。英国内の所蔵状況は総合目録“COPAC”⁹⁾で検索可能である。

2.3.2 アメリカ合衆国

アメリカ合衆国内が出版地の場合には、Online Computer Library Center (OCLC) で編成されている総合目録“WorldCat”で所蔵を確認する。OCLCにはアメリカ合衆国をはじめとしてカナダや欧州、オーストラリアそして若干日本の図書館も参加しているが、“WorldCat”はそのOCLCが提供する“FirstSearch”のメニューの一つである。ただ、“FirstSearch”は有料のため導入が困難な館も多いことであろう。その場合には、ベータ版ではあるが、一般からのアクセスが可能なWorldCatの画面¹⁰⁾が用意されているので、それを用いた検索が行える。例えばJonathan Kozol著“Illiterate America”の検索をしたいのなら下記図2のように入力して検索する。選び出されたペー

ジを吟味するとその書誌に対する所蔵館の情報も調べることができるという仕組みである。詳しくはOCLCのページ“Open WorldCat program”¹¹⁾を参照されたい。

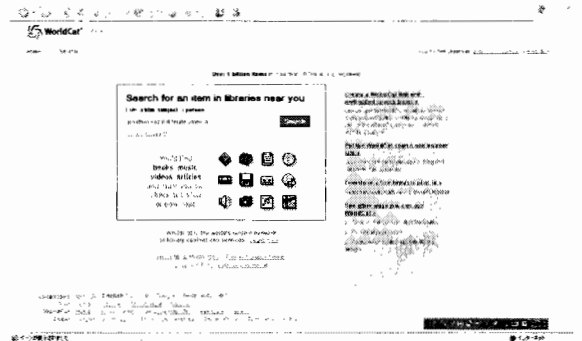


図2 WorldCatスタート画面

2.3.3 カナダ

カナダ国内の所蔵は総合目録“AMICUS”¹²⁾で検索する。図3でスタート画面をご覧いただきたい。カナダ国立図書館・文書館(Library and Archives Canada)をはじめとして、カナダ国内の大学図書館等の所蔵も検索できる。

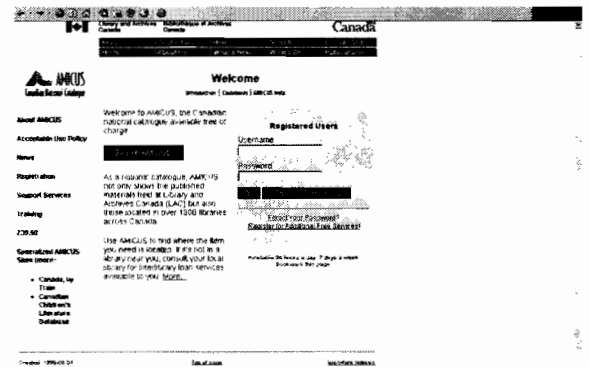


図3 AMICUS (カナダ総合目録) スタート画面

2.3.4 オーストラリア

オーストラリアの出版物は、オーストラリア国立図書館のサイト¹³⁾にある目録で検索できる。図4がスタート画面だが、この画面の“catalogue”からアクセスできるのでお試し頂きたい。

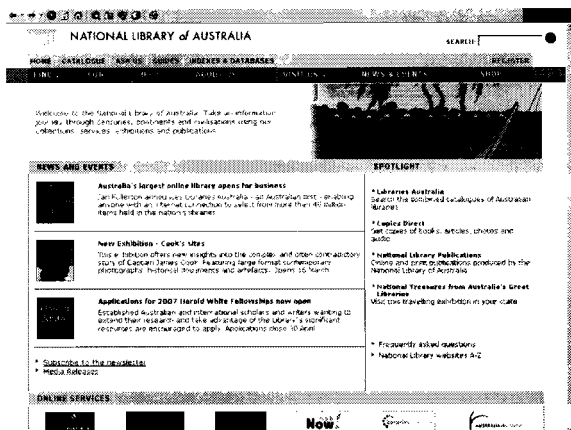


図4 オーストラリア国立図書館スタート画面

2.3.5 ドイツ

ドイツ国内のものについては、ドイツのカールスルーエ大学図書館 (Universitätsbibliothek Karlsruhe) が提供している資料検索システム "UB Karlsruhe KVK" ¹⁴⁾ を用いて検索する。これを用いることにより、ドイツの各地域で提供されている総合目録や主だった図書館——ドイツ国立図書館 (Deutsche Nationalbibliothek) やプロシア文化財団ベルリン国立図書館 (Staatsbibliothek zu Berlin-Preussischer Kulturbesitz) 等——の目録の横断検索ができる。それ以外にも、他のドイツ語圏(オーストリアおよびスイス北部)やその他の欧米圏等の総合目録や国立図書館の目録の横断検索ができる。上述の英・カナダ・オーストラリアの検索も対象になっていて、大変有用な道具である。

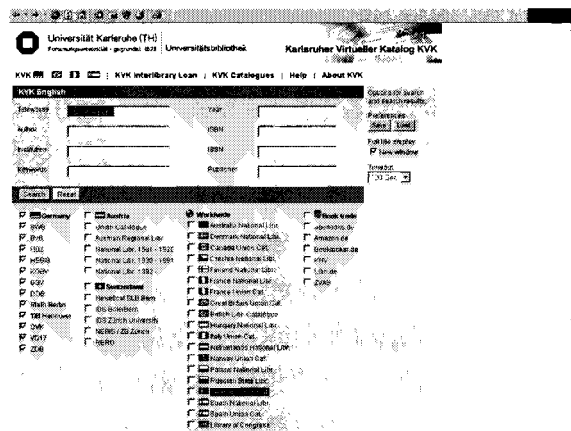


図5 KVKスタート画面

2.3.6 韓国

韓国教育学術研究院 (한국교육학술정보원) が提供する総合目録 "RISS4U" ¹⁵⁾ では、韓国の大学図書館での所蔵が検索できる。付け加えると、韓国の雑誌論文の検索も可能である。日本でたどってみればWEBCATとCiNiiを併せ持った性格である。もちろん資料種別に分けての検索も可能である。図6がそのスタート画面だが、この画面で「전국대학소장자료」(全国大学所蔵資料の意味)と書かれているところが目録になっているので皆さんもお試し頂きたい。



図6 RISS4Uスタート画面

なお、当館では未経験ではあるが、国立中央図書館(국립중앙도서관) ¹⁶⁾ からも文献提供を受けられるようである ¹⁷⁾。同館のサイトにある目録で検索の上後述の方法も参考にして申し込むということになる。

2.3.7 中国

中国の出版物は、中国国家図書館(中国国家图书馆、旧称北京図書館)の目録で検索する ¹⁸⁾。



図7 中国国家図書館スタート画面

図7がスタート画面だが、この画面で「館蔵検索」と書かれているところが目録になっている。

なお、中国高等教育文献保障系统管理中心(CALIS)が中心になって中国の大学図書館の総合目録を編成している¹⁹⁾。これも当館では未経験であるが、この総合目録で検索して後述の方法で申し込むのも可能であろう。

2.3.8 その他

有用な道具はこれ以外にもたくさんあり、すべてを紹介することはできない。IFLA作成のページ“National Libraries of the World: Address List”²⁰⁾で各国国立図書館のウェブサイトを見つかり、その図書館が提供する検索ツールを活用するなどの方策を講じていただきたい。図8がそのスタートページである。また、実践女子大学図書館作成『図書・雑誌探索ページ』²¹⁾も有用である。

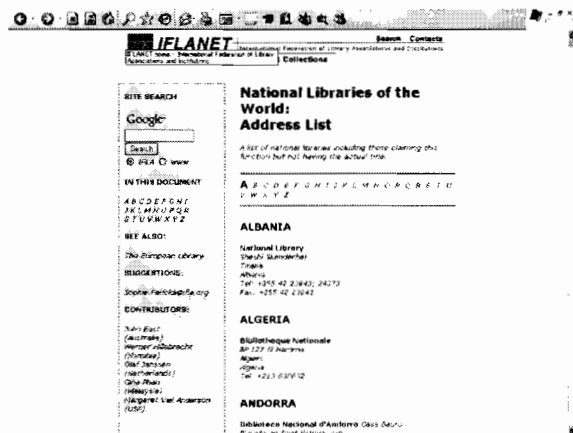


図8 “National Libraries of the World: Address List” スタート画面

2.4 依頼する

所蔵図書館が判明したら、次は依頼作業を行う。依頼の方法は大別すると次のようになろう。どのような手段を用いるかは、相手図書館への依頼の仕方が定まっていればそれに従う。ちなみに、後述のIFLA loan/photocopy request formを用いて依頼を行うと、依頼先図書館で対応不可の場合でも他の館に転送してもらえる場合もある。

①NACSIS-ILL

- ②相手図書館の依頼用ウェブフォーム
- ③E-mail
- ④IFLA loan/photocopy request form
- ⑤その他

依頼の際には相手館の連絡先や依頼方法、提供条件を確認することになるので、以下のように行う。

- ①図書館の住所やメールアドレス、提供条件などの書かれた便覧を確認する。

例：

- 1) 石黒敦子 [ほか] 編著『海外ILLハンドブック』 日本図書館協会 1994
- 2) Leslie R. Morris. "Inter-library loan policies directory" 7th Ed. Neal-Schuman, c2002
- 3) "The Europa world of learning", Routledge, c2005-

- ② “Google” 等により依頼先図書館のウェブサイトを探し出し、連絡先アドレス等を確認する。

次に、依頼の方法を上述の5つに分けて述べてみたい。

2.4.1 NACSIS-ILL

2.3で述べた英国図書館への依頼は、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムを用いて行う。

また、国立大学図書館協会国際学術コミュニケーション委員会が国立情報学研究所等と協力して進めているGlobal ILL Framework(GIF)²²⁾というプロジェクトに参加している北米及び韓国の図書館への依頼も同様にNACSIS-ILLで行う。

2.4.2 相手図書館の依頼用ウェブフォーム

上述した英国図書館でも、特殊なサービス(全冊複写、カラーコピー等)を依頼する場合は、同館が用意するウェブフォームを用いる方が混乱を生じなくてよい。

また、他にもカナダカナダ国立図書館・文書館

(Library and Archives Canada) のように専用フォームを用意している館もある。そのような場合には登録作業が必要となるので、それぞれの図書館のサイトの説明事項をよく読んで取り掛かる必要がある。

2.4.3 E-mail

IFLAでは、E-MailでILLの依頼を行う際の指針を定めているので、それを踏まえた依頼を行うようにする。指針のタイトルは "IFLA guidelines for sending ILL requests by email"である²³⁾。同指針のスタートページを図9に掲げるので、参照していただきたい。

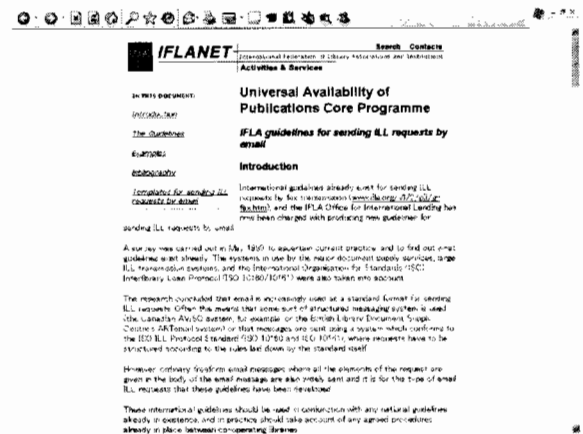


図9 “IFLA guidelines for sending ILL requests by email” スタート画面

この指針では次のような要素をメールでの依頼に含めるべきことが定められている。

- ①件名
件名には “ILL Request”であることを明記し、その後依頼館による識別番号を付す。
- ②本文
本文には次の要素を盛り込む。
(1)依頼日 (2)依頼図書館名 (3)利用者がいつまでにその資料を読みたいか (至急の依頼ならば特に (4)どのような形での依頼か(貸借・複写・マイクロ) (5)書誌事項 (6)請求記号・典拠 (7)費用について (i)いくらまでならば払えるのか ii 前もって金額を知らせて欲しいのならばその旨

- を iii どのように払いたいのか) (8)希望する送付方法 (9)著作権誓約規定(複写の場合) (10)利用者の情報 (利用者氏名、所属、ID番号) (11)依頼図書館住所 (12)資料送付先(郵便住所、E-Mailアドレス、ARIEL用IPアドレス) (13)請求書送付先

上記を踏まえたメールの一例を記す。図10をご覧いただきたい。

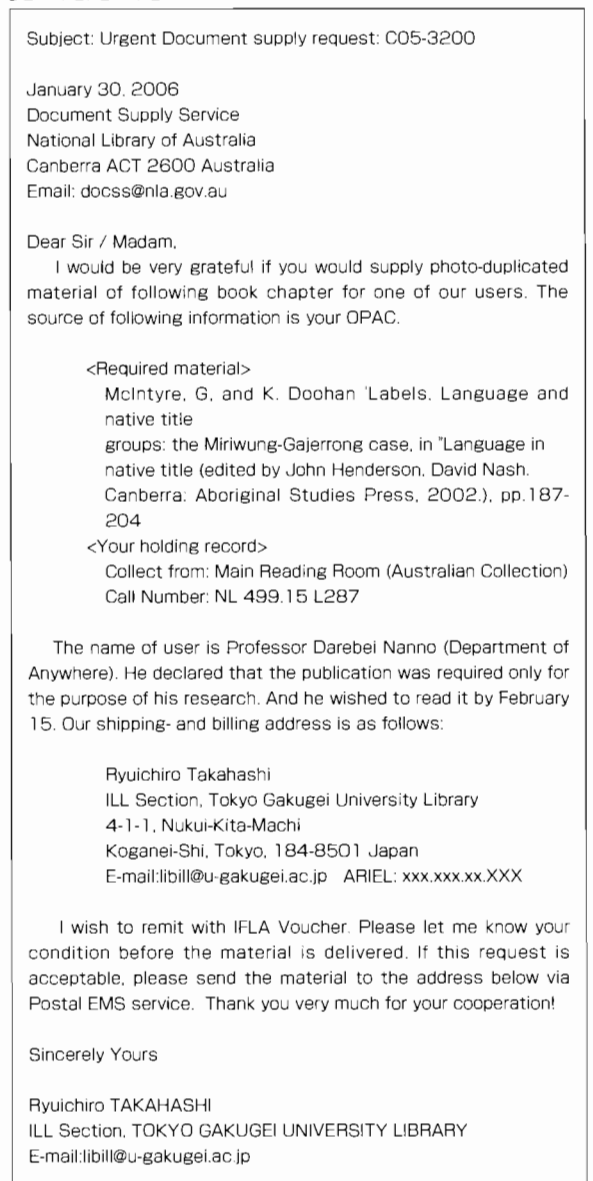


図10 “IFLA guidelines for sending ILL requests by email” にのった複写依頼メール文の一例 (貸借では “if you would supply photo…” を “if you lend following book” にし、“He declared that the publication…” を省く)

2.4.4 IFLA loan/photocopy request form

IFLA loan/photocopy request form (以下IFLA formと呼ぶ)は、IFLAによって標準化された海外への資料申込用紙であり²⁴⁾、これ自体では金銭的な価値を持たない。IFLA formの外観は、図11をご参照願いたい。購入先だが、日本図書館協会の施設会員館ならば日本図書館協会で購入²⁵⁾が可能である。詳細は同協会のウェブページを参照願いたい。

The image shows a form titled 'IFLA. INTERNATIONAL PHOTOCOPYING REQUEST FORM (FORM B)'. It includes fields for 'Requester's name', 'Institution', 'Country', 'Address', 'Phone', 'Fax', 'E-mail', 'Requester's telephone/fax/telex', 'Requester's e-mail', 'Requester's signature', 'Requester's stamp', 'Requester's address', 'Requester's phone', 'Requester's fax', 'Requester's e-mail', 'Requester's signature', 'Requester's stamp', 'Requester's address', 'Requester's phone', 'Requester's fax', 'Requester's e-mail'. There are also checkboxes for 'Requester's name', 'Requester's institution', 'Requester's country', 'Requester's address', 'Requester's phone', 'Requester's fax', 'Requester's e-mail', 'Requester's signature', 'Requester's stamp', 'Requester's address', 'Requester's phone', 'Requester's fax', 'Requester's e-mail'. The form is labeled 'COPY B' and 'EXEMPLAR B'.

図11 IFLA form (Copy B,C,D及びA (依頼館控) の4枚複写。ブロック体で書誌事項等必要事項を記入の上、依頼者に署名と日付記入をお願いする)

2.4.5 その他

その他の手段には、例えばOCLCのILLシステムやFAXがある。これらについては高橋昇「海外ILLハンドブック補遺版」²⁶⁾や“The IFLA Fax Guidelines”²⁷⁾を参照のこと。

2.5 複写物の到着確認及び提供

依頼すると、ある程度の日数をおいて資料が到着する。郵便事情により異なるが、EMS(国際スピード郵便)で1週間(最短4日とは言われるが、余裕を持たせる)、航空便で2週間(最短1週間)、船便で1ヶ月ぐらい必要である。受領したらその旨先方にE-mailで報告し、お礼する。NACSIS-ILLにたとえれば、“OK”コマンドである。ページ抜けなどのトラブルの場合もその旨E-mailを送る。NACSIS-ILLにたとえれば、“Claim”コマンドということになる。あまりにも到着が遅いなどのトラブルが起きた場合も、先方図書館にE-mailで

問い合わせをする。

海外ILLも「モノとカネのやりとり」には違いなく、商取引に準じたやり取りが求められることになる。詳しくは下記の資料を参照されたい。

- ・英国図書館に対しては、『ILLシステム操作マニュアル(第5版)』中「8. 23 トラブル時の対処」を参照

http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/INFO/ILL/MAN5/ILL5/08/08_23.html

- ・GIF参加館に対しては、『GIF(Global ILL Framework)ガイド[OCLC編] Ver.2.0』中に、相手方図書館に対するクレームの仕方など、役に立つ英文メールの実例が掲載されている。これは対GIF参加館でなくともメール等で依頼をした館に対しても応用が可能である。

- ・市販されているビジネスE-Mail文例集も役立つことが多い。

なお、場合によっては依頼した資料がインターネット文献伝送システム“ARIEL”により送られてきたり、メール添付で送られてきたり、E-Mailで通知された方法に従って相手館サーバに接続して受け取りに行ったり、FedExなどの国際宅配便業者²⁸⁾から到着したりする場合もあるので、相手館からの指示に従うこと。これらの方法について知識を持っておく必要もあろう。また、支払いの指示、例えば後述の“International Payment Voucher”(IFLAバウチャー、IFLAが定めている海外ILL決済用の金券)を何枚送れ、などの指示が同封されている場合もあるので、注意すること。

2.6 借りた図書の到着確認及び提供

図書を借りる場合にも、すべきことは大体前項の複写物の到着確認と同様である。まず、言うまでもないが到着した資料に異常がないか確認する。無事到着したならば、NACSIS-ILLで“Borrow”コマンドを打つと同じ意味で先方に到着をE-Mailで知らせ、お礼を述べる。本が違うなどトラ

ブルが発生した場合も先方にE-Mailで知らせ、対処を求める。未着の場合も同様である。E-Mailの参考にすべき資料も前項と同様である。但し、図書を借りた場合には、到着した図書と一緒に返却期日や支払い方法、場合によっては「館内で利用すること」など利用上の注意事項等指示が書かれた紙が同封されているので、注意する。

なお、借用した図書の複写については、国内図書館と同様、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書の複製に関するガイドライン」²⁹⁾に則って取り扱う。

2.7 借りた図書の返却

図書を他の図書館から借用した場合、当然返却しなければならない。まず返却の前に、資料に異常がないかを確認する。返却の際にはいざというときのために、追跡が可能な方法、つまりEMSか書留航空便を用いる。当館では、スピード面での利点や保険が付くことを考え、EMSも用いている。貸借の料金支払いに後述のIFLAバウチャーを用いる際には、本と紛れないように、“**IFLA VOUCHER included**”などと大書した封筒に入れて帰り便に同封する。ただし、「帰り便に同封したら、万が一の時に責任は持てない」と表明する図書館もあるので、その場合には別送する。EMS等については日本郵政公社ウェブサイト³⁰⁾を参照のこと。

2.8 支払い

資料を受け取ったら、支払い処理をする。なお、先払いを求められる場合もあるので先方の指示に従う。ただし、若干ながら無料ですむ場合がある。一つは先方から寄贈として送られてくる場合である。この場合には“**Gratis**”あるいは“**with compliments**”などのメッセージが同封されている。もう一つはカナダ国立図書館・文書館のように方針として送り出し無料という館である。

英国図書館やGlobal ILL Framework(北米)参加図書館への支払いについては、代理店が中に入って書類を発行してくれるので、それに基づいて

支払い処理を行う。当館の場合には、英国図書館とのやり取りは丸善(株)が代理店になっており、同館からの発送時期に基づいて翌月支払い処理となる。一件に対する規定の額が定まっており、それに基づいての支払いとなる。また、Global ILL Framework(北米)参加図書館については(株)紀伊國屋書店が代理店となっている。当館での確認時期に基づき、支払い書類を作成してくれる。相手方図書館での規定額及び(株)紀伊國屋書店での書類作成経費に基づいた請求となっている。

Global ILL Framework(韓国)参加館への支払いに関しては、国立情報学研究所の「ILL文献複写等料金相殺サービス」の一環で扱えるのでそのようにする。

それ以外の図書館、例えばドイツ等の図書館については、以下の手段がある。相手館からの指示に従って相手館が受領可能な手段で支払いを行う。これは、送金事故防止のためである。現物到着から請求書到着まで間がある場合が多いので、関係書類は必ず保存しておく。

- ① IFLAバウチャー
- ② 請求書に基づく銀行送金
- ③ 請求書に基づく国際郵便為替(住所宛もしくは口座宛)
- ④ 国際返信切手券 (“International Reply Coupon”、IRC)
- ⑤ クレジットカード…利用者に相手館へのカード情報の伝達を依頼する。
- ⑥ その他…筆者には経験はないが、聞くとところによるとトラベラーズチェックを送付して決済を行ったケースもあるとのこと。銀行の送金小切手という手立てもあり、こちらの採用可能な手段と先方の受領可能な手段を比べて、可能であればこのような手段も使えるということである。

上記のうち、ここではIFLAバウチャー³¹⁾につい

てのみ述べておく。IFLAバウチャーは、国際相互協力の決済を簡略化するためにIFLAで定められた支払い手段である。プラスチックでパウチされており、「フル・バウチャー」と呼ばれる8ユーロ相当の券と、「ハーフ・バウチャー」と呼ばれる4ユーロ相当の券がある。図書館間で使いまわしが効く。発行元はオランダにあるIFLA本部である。

IFLAバウチャーの購入方法は2通りある。一つはIFLA本部に注文して購入することである。利点は、中間経費が生じないことであるが、外国送金やレート処理の問題が発生すること、最低購入単位が100ユーロ分（すなわちフルバウチャー12枚とハーフバウチャー1枚）であることなどの難点がある。もう一つは日本図書館協会から調達³²⁾することである。一枚単位での購入ができ、日本円での処理が可能であることが利点であるが、当然ながら中間経費が生じる。当館は後者の方法を採用している。これはそれぞれの館の事情に合わせて選択するとよいであろう。日本図書館協会での価格は、「フル・バウチャー」が2,000円、「ハーフ・バウチャー」が1,000円である。

IFLAバウチャーの使用方法は次のとおりである。先方から、「フル・バウチャー〇枚、ハーフ・バウチャー〇枚送れ」と指示されるので、必要な枚数を日本図書館協会から購入し、先方からの請求書のコピー等を同封して何に対する支払いなのかを明確に示した上で、航空便の書留で送るという流れである。

言うまでもないことだが、**金券であるので、導入・運用には会計担当者等との綿密な協議が求められる**。例えば、どのようにバウチャーを購入して、利用者にどのように経費を負担していただくかをしっかりと決めておくことが肝要である。IFLA本部から購入するのであれば、レート処理等をどうするのかも決めておくべきである。ちなみに、当館では校費（教育研究経費）で処理する場合には必要な枚数のIFLAバウチャーを物品発注担当者に依頼して調達し、出納簿で管理を行い、年単位で各教員に精算をお願いしており、科研費などそれ以外の処理が必要になった場合はそのたびに日本図書館協会に注文して書類を利用者に渡して処理をしていただいている。

ここで、IFLAバウチャーの見本を図版でご覧に入れる。図12をご覧ください。

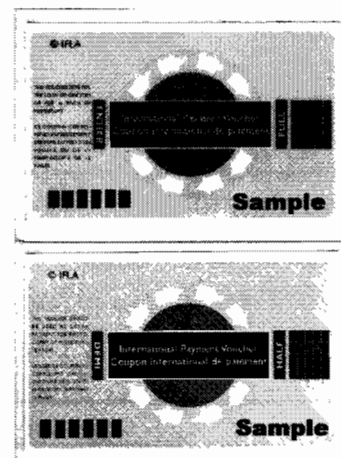


図12 IFLAバウチャー
（上段フル・バウチャー。緑色の地、FULLの文字。
下段ハーフ・バウチャー。赤色の地、HALFの文字あり）

手 段	総額 (円)	備考 (送金額以外の要素)
IFLAバウチャー (IFLA本部から)	2,564	①IFLAでの12ユーロの手数料を含めたバウチャー100ユーロ分の購入代金を送る際の銀行での諸手数料 ②バウチャー1枚送付時の航空書留代
IFLAバウチャー (日本図書館協会から)	2,580	①バウチャー購入代金送金のための郵便振替料 ②バウチャー送付時の航空書留代
銀行送金	7,862	送金側銀行及び受取側銀行の手数料
国際郵便為替 (住所宛)	4,370	①通常為替送金のための手数料 ②為替証書送付のための航空便書留代

表2 支払い手段比較対照表

*上記「総額」とは、送金額+送金等のための経費である。

*ユーロのレートは2007年7月6日現在TTSレート168.73円を採用。

*三菱東京UFJ銀行コールセンターからの回答及び日本郵政公社ウェブサイトに基づく。

IFLAバウチャーの利点には、例えば、送金に対して銀行手数料などが発生しない、ということが挙げられる。送金コストの問題について実際に例を挙げてみよう(筆者試算)。8ユーロ相当、つまりフル・バウチャーを1枚(日本図書館協会での購入価格2,000円)ドイツ宛に送る場合のコストの総額の比較表を作成してみた。表2をご覧ください。

尚、海外のどの図書館がIFLAバウチャーを受け入れるかは、IFLAのページ「IFLA Voucher Scheme Participating Libraries」³³⁾によって確認ができるので、参照されたい。

2.9 補記

今まで述べてきたことについて、詳細は前述『海外ILLハンドブック』を参照されたい。出版年が古いが、海外ILLの手続きを進める上で留意すべき点が簡潔にまとまっている。また、私立大学図書館協会東地区研究部相互協力研究分科会のサイト³⁴⁾等も参照されたい。

海外とのやり取りの場合、日本の大学図書館とのやり取りの場合と違い、複写でお願いしていたにもかかわらず貸出になる場合や逆に貸出でお願いしていたのに全冊複写等になる場合が生じることがある。それぞれの館の図書館システムとの関係で言えば、柔軟な対応が求められる場面がいくらか出てくるであろう。

海外とのやり取りは基本的には英語で行うことになるので、まず、何はともあれ英語の知識を深めていく必要があるだろう。多くの方は6年プラスアルファの英語学習歴をお持ちであると思うが、力量はそれぞれだと思う。英語に慣れる環境と、研修一組織として、個人として一とが必要になるだろう。研修では、例えば放送大学プログラムやNHKの英語講座等の活用が考えられる。海外ILLでのやり取りではとりあえず文章を書く力が求められることになるので、文例集の活用が有効であろう。また、図書館や図書に関する用語を英語で表現する必要性に迫られる場合がある。例えば筆者には「送られてきた本の閉じ糸が切れそうだ」などと伝えなけ

ればいけない場面もあったが、そのような場合には図書館学や書誌学の辞書を参照するとよい。

韓国・朝鮮語や中国語、英語以外のヨーロッパ諸語など、コンピュータでは扱いづらい言語での検索を行う場合も多くなるので、その際には拙稿「インターネット環境の多言語化に関する一考察」³⁵⁾等を参照されたい。

実際の業務では、例えば非英語圏の図書館とのやり取りがうまくいかないなどの問題も出てこよう。先方館からの連絡事項が相手図書館の司書の母語(仏、独等)で送られてくる場合もありうる。その場合には、機械翻訳を用いると大雑把ではあるが英語にまでは移し変えられるので、それを用いて大意をつかむ方法がある³⁶⁾。利用者到手伝って頂いたりするのもよいであろう。いよいよ図書館ルートからは目的の資料が入手できない場合には発行団体等に宛ててメールを書いたこともあるので、参考までに付記する。

繰り返しになってしまうが、図書館内だけでなく、関連部局特に会計部局との連携が重要になることも強調しておく。

○ 3. 結語 ○

本稿を書きながら、海外から文献を取り寄せてお届けした利用者の声や顔を思い出していた。例えば、「図書館とそのスタッフは心強い共同研究者だ」との言葉を寄せてくださった教員や、「学問研究を志す者への便宜を徹底して図るドイツの図書館の姿勢にも、本学図書館の海外文献取り寄せについての努力にも頭が下がる」とおっしゃってくださった教員、日本発行雑誌なのに国内に見つからず、英国の大学図書館から取り寄せたところ、喜んでくださった教員…³⁷⁾。冒頭に紹介した、オーストラリアの先住民の論文の締め切りが迫っていた人も、その後、「おかげさまで論文ができました」とご丁寧に挨拶に来てくださった。ここには書ききれないが、本当に光栄なことである。「司書冥利につきる」とはこのようにことを言うのであ

ろう。それぞれの方が思いをこめて活動している中で必要となる資料を日本で探し出せないでいるときに、司書が海外のしかるべき図書館からその資料を取り寄せて提供できたときに、そのような利用者からの声に出会えるのである。だからこそ、利用者の声にしっかりと向き合い、図書館の側の技量を深めていくことが重要なのだと再認識した。

書き進めていくうちに、別のことも思い出していた。それは、拳銃を自らの頭に突きつけている男の周りをたくさんの本が取り囲んでいる様子が描かれているポスターのことである。図書館情報大学名誉教授の竹内愨先生が図書館問題研究会宮城支部の講演会「これからの図書館員のみなさんへ」で紹介なさったポスターである。そして、そのポスターには「もし自殺したいと思っているのなら、やめなさい。その代わりに図書館へいらっしゃい。図書館にはガイドや書誌、類縁機関案内などがあり、図書館司書があなたの調べもののお手伝いをします。だから死ぬのはいけません」というキャプションが書かれていた。1980年代にアメリカで使われたポスターなのだそうである。それぞれの利用者の生き死にとって必要な情報が図書館で提供可能である、そのようなアピールなのだと筆者は理解した。

冒頭で記したように「グローバル化」ということが言われる現在、日本で必要とされる情報が海外のどこかにある、ということは十分ありえる。海外との文献のやり取りという道筋を生かすことで、そのような文献ニーズへの対応が可能になると、筆者は確信している。海外文献への対応という必要が生まれ、海外図書館と間での物流・金銭の流れ・情報の流れについての知識を深め、それを図書館の中に仕組みとして定着させて次の人たちに伝えていくという取り組みが今後求められるのだと理解しているが、本稿がそのことについての議論や取り組みにとって有益なものとなれば幸いである。

○ 謝辞 ○

当館でここに至るまでには、先行館の方々の取り組みを色々とお教えていただいた。中でも、中央大学図書館の入矢玲子さんと筑波大学附属図書館(当時)の竹谷喜美江さんには色々とお世話になった。借用図書のコピーについては、(社)日本図書館協会で教えていただいた。また、広島大学図書館の相互協力スタッフにも色々とお教えていただいた。3月に行われた大学図書館問題研究会東京支部例会の参加者の皆様とのやり取りの中で深められたこともある。また、執筆にあたり、東京学芸大学附属図書館の高井力さんからの助言もいただいた。この方々を含め、お世話になった皆様方に、この場を借りてお礼を申し上げる。

【注記】

- 1) 『国立大学法人東京学芸大学概要2005』, p.26-27
- 2) 同資料,p.30-32
- 3) 下記外務省ページなどで確認できる。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html
- 4) S.R.ランガナータン著、渡辺信一他共訳『図書館学の五法則』 日本図書館協会 1981
- 5) 詳しくは、下記国立情報学研究所ページを参照のこと。
<http://www.nii.ac.jp/index-j.html>
- 6) 国立国会図書館提供データベースについては、同館サイトを参照のこと。
<http://www.ndl.go.jp/>
- 7) <http://www.ifla.org/VI/2/p3/illdd.htm>。
- 8) 下記英国図書館のサイトから、“Catalogue”をクリックすると到達できる。
<http://www.bl.uk/>
- 9) <http://copac.ac.uk/>
- 10) 下記URLを参照のこと。
<http://www.worldcat.org/>
- 11) 下記サイトを参照のこと。
<http://www.oclc.org/worldcat/open/default.htm>
- 12) 下記ページを参照のこと。
<http://amicus.collectionscanada.ca/>

- aaweb/aalogine.htm
- 13) <http://www.nla.gov.au/>
- 14) 下記ページを参照のこと。
<http://www.ubka.uni-karlsruhe.de/hylib/en/kvk.html>
- 15) <http://www.riss4u.net/index.jsp>
- 16) <http://www.nl.go.kr/>参照。
- 17) 日本の国立国会図書館アジア情報室のページ「海外の図書館の複写サービス」を参照のこと。
- 18) <http://www.nlc.gov.cn/GB/channel1/index.html>
- 19) <http://opac.calis.edu.cn/simpleSearch.do>
- 20) 下記ページを参照のこと。
<http://www.ifla.org/VI/2/p2/national-libraries.htm>
- 21) <http://www.jissen.ac.jp/library/frame/>
- 22) <http://www.libra.titech.ac.jp/GIF/>
- 23) 下記ページを参照のこと。
<http://www.ifla.org/VI/2/p3/g-ill.htm>
- 24) <http://www.ifla.org/VI/2/intro.htm>参照。
- 25) 日本図書館協会のウェブページおよびIFLA関連商品の購入案内は以下のURLを参照のこと。
図書館協会 <http://www.jla.or.jp/>
IFLAパウチャー&JLAグッズのご案内
<http://www.jla.or.jp/goods.html>
- 26) 高橋昇「海外ILLハンドブック補遺版」『相互協力研究分科会報告』第9号,195-218(2000)
- 27) <http://www.ifla.org/VI/2/p3/g-fax.htm>参照。
- 28) FedExについては、下記URLを参照のこと。尚、国際宅配便業者にはこのほかにもUPSやDHLなどがある。それらについては、Google等でご確認願いたい。
<http://www.fedex.com/jp/>
- 29) <http://www.jla.or.jp/fukusya/taisyaku.pdf>参照。海外ILLに対する適用については日本図書館協会に問い合わせた。
- 30) <http://www.japanpost.jp/>
- 31) <http://www.ifla.org/VI/2/p1/vouchers.htm>
- 32) 「IFLAパウチャーの取り扱いを実施」『図書館雑誌』vol.99,NO.11, 766 (2005.11)及び前掲日本図書館協会ウェブサイトを参照のこと。
- 33) <http://www.ifla.org/VI/2/p1/partcpnt.htm>
- 34) 下記ページを参照のこと。
<http://www.jaspul.org/e-kenkyu/sogokyoryo/ku/>
- 35) 下記ページを参照のこと。
http://homepage3.nifty.com/musubime/document/in_tagengo.htm

- 36) ウェブ上での機械翻訳の一例に "Babel Fish Translation" がある。下記参照。
<http://babelfish.altavista.com/>
- 37) 当館広報誌『図書館ニュース』の次の記事から拾った。山名淳「もじゃもじゃペーター群」収集悪戦奮闘記 vol. 34, no. 2 (2005.10)、秋山聰「西洋美術史の文献探索についての雑感」vol. 33, no. 2(2005.1)、石井正己「柳田国男全集と図書館」vol.27 no.2 (1998.2)

参考文献

上記のほかに参照した文献は以下のとおり。

- 石黒敦子 [ほか] 編著『海外ILLハンドブック』 日本図書館協会 1994
- 伊藤光郎「最近の海外ILL事情 [明治大学]中央図書館レファレンス係の依頼の取り組みを中心に」『図書の譜 明治大学図書館紀要』第10号142-148 (2006.3)
- 国立大学図書館協議会国際学術コミュニケーション特別委員会編『GIF(Global ILL Framework)ガイド [OCLC編]』Ver.2.0 学術文献普及会 2003
- 竹内 慈『これからの図書館員のみなさんへ 現場の役には立たない話』図書館問題研究会宮城支部 2001 (図書館問題研究会宮城支部かばねやみブックレット 2)
- 三菱東京UFJ銀行ウェブサイト
<http://www.bk.mufg.jp/>
- The Europa world of learning. 56th ed.
Routledge, c2005
- Leslie R. Morris. "Inter-library loan policies directory" 7th ed. Neal-Schuman, c2002

(本稿中のURLのアクセス日付は2007/07/10である。校正時に状況の変化が大きい点について画面例差し替え、数値の訂正を行った。)